

学校等及び通学路等における 児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年栃木県条例第8号）第7条第1項の規定により定められた「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づき、学校等及び通学路等における児童等の安全の確保に関し、栃木県の大人たちが一致団結して安定的・継続的に子どもたちを守る体制等を整備するために必要な事項を示し、もって学校等及び通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的事項

(1) 用語定義

ア 児童等

この指針において児童等とは、児童、生徒及び幼児をいう。

イ 学校等

この指針において学校等とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び専修学校の高等課程等並びに保育所等の児童福祉施設をいい、大学を除く。

ウ 通学路等

この指針において通学路等とは、通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等をいう。

(2) 指針の運用

県、県民、事業者は、それぞれ適切な役割分担の下に、相互に連携協調を図りながら、学校等及び通学路等における児童等の安全を確保するものとする。

また、学校等を設置又は管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署長は、この指針を踏まえ、相互に連携し、又は必要に応じて他の関係機関等との連携を図りながら、具体的な対策の実施に努めるものとする。

さらに、この指針の運用については、関係法令及び関係省庁からの各種通知等を踏まえながら、児童等の発達段階や管理体制の整備状況等、それぞれの学校等の実情に応じて、適宜創意工夫を行うものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的対策

1 教職員等の危機管理意識の高揚と学校等における体制整備

学校等を設置又は管理する者は、児童等の安全を確保するため、教職員等の危機管理意識の高揚を図り、学校等として組織的な対応に努めるとともに、保護者、地域住民及び警察署その他関係機関・団体等と連携して、次のような対策を推進するものとする。

- (1) 学校等における安全対策を推進するための会議等の開催
- (2) 児童等の安全確保についての教職員等の研修及び緊急時に備えた訓練の実施
- (3) 児童等の安全確保に関する危機管理マニュアルの策定・見直し

2 不審者の学校等侵入防止対策

学校等を設置又は管理する者は、不審者の侵入を防止し、児童等への被害を未然に防ぐために、必要に応じてボランティア等の協力を得ながら、次のような対策を講ずるものとする。

- (1) 学校等の敷地内への不審者の侵入防止
 - ア 門・塀で囲まれている学校等においては、原則として門扉は施錠することとし、登下校時には、出入り口を限定して開扉する。
 - イ 出入り口を開扉している間は、教職員等又は学校安全ボランティア若しくは警備員等に立ち会いを指示又は要請し、児童等の安全の確保に努めるものとする。
 - ウ 防犯カメラを設置している学校等においては、モニターを常時チェックできる体制の整備に努めるものとする。
 - エ 必要に応じてボランティア等の協力を得ながら、周辺を適宜パトロールするよう努めるものとする（その旨を明示して行う）。
 - オ 不審者の侵入の禁止や当該表示に違反した場合は断固たる措置をとる旨の立て札、看板等を設置するよう努めるものとする。
- (2) 学校等の敷地内での不審者の発見・排除及び建物内侵入の防止
 - ア 門から来訪者用入口及び受付までの動線を案内板等により明示するよう努めるものとする。
 - イ 当該動線については、見通しがよく、児童等が活動するスペースと峻別して設定するよう努めるものとする。
 - ウ 必要に応じて学校安全ボランティア等の協力を得ながら、敷地内を適宜パトロールするよう努めるものとする（その旨を明示して行う）。
 - エ 来訪者に対する受付名簿への記入及び来訪者証等の着用要請、来訪者に対するあいさつ、声かけによる用件の確認等の習慣化等に努めるものとする。
 - オ 原則として、来訪者の出入り口は1箇所とし、その他の出入り口は閉鎖する（ただし、非常時の避難等にも配慮すること）。
 - カ 来訪者応接スペースは、なるべく受付近くに設けることとし、原則

として、このスペースで対応する。また、来訪理由が不明確な来訪者に対しては、原則として複数の教職員等により対応することとする。

(3) 不審者の侵入に備えた用具や施設・設備の点検整備

ア 学校等を設置又は管理する者は、不審者の侵入を防止し、あるいは不審者の侵入などの緊急事態に適切に対応するという観点から、教室、職員室、保育室、自転車置場等の配置等の見直しを行うとともに、児童等への被害を未然に防ぐために、次のような用具等の点検・整備を行うものとする。

(ア) さすまた、盾、催涙スプレー等、身の安全を守るための用具

(イ) 門扉、フェンス、外灯、窓、施設出入口、施錠設備等

(ウ) 死角の原因となる植栽等の障害物等

(エ) 避難の妨げとなる障害物等

(オ) 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備

イ 学校等を設置又は管理する者は、これらの備えが有事の際に有効に機能するよう、適宜警察署等の協力を得ながら、定期的実践的な防犯訓練を実施するものとする。

3 通学路等における児童等の安全確保対策

学校等を設置又は管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署長（以下「学校の設置者等」という。）は、相互に連携を図りながら、通学路等における誘拐、連れ去り等の犯罪から児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 通学路等の安全点検と要注意箇所等の周知等の徹底

ア 安全な通学路の設定と定期点検

(ア) 教職員、保護者等は、必要に応じて学校安全ボランティア、地域住民、警察官、スクールガードリーダー等の協力や助言を得ながら実地調査し、徹底的に論議・検討した上で、防犯の観点や交通事情及び児童の参加等にも配慮して、安全な通学路を設定するものとする。

(イ) 教職員、保護者等は、通学路周辺の状況は変化することから、通学路設定時に準じて定期的に点検を実施するとともに、児童等の安全確保上好ましくない状況が発見された場合は、関係機関とも連携を図り環境整備を行い、あるいは、設定見直しを行うこととする。

イ 要注意箇所、避難場所等の把握と周知徹底（情報の共有化）

(ア) 学校の設置者等は、把握された要注意箇所や子ども110番の家等の避難場所の情報等を、「通学安全マップ」の作成や配布などを通して、PTA、学校安全ボランティア、交番・駐在所、自治会などとの情報の共有化に努めることとする。

(イ) 「通学安全マップ」の作成に際しては、関係者の協力や児童等の参加に配慮することとする。

(2) 登下校時の児童等の安全確保

ア 安全な登下校方策の策定・実施

(ア) 学校等を設置又は管理する者は、「児童等を一人にさせない」ことを基本とし、学校行事や遅刻・早退等に伴う変則時間や、夏期と冬期の日没時間の違い等にもきめ細かく配慮し、適宜保護者や地域の協力を得ながら、安全な登下校方策を策定・実施するものとする。

(イ) 特に小学校低学年児童の登下校対策については、例えば、上級学年児童との集団下校、大人による同伴又は出迎え、車両送迎、一時預かり等、それぞれの学校が置かれている状況に応じて、特段の配慮を払うこととする。

イ 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備

学校等を設置又は管理する者は、児童等の安全の確保に関し、できるだけ多くの人々の参加・協力を得て、以下に例示するような地域全体で子どもの安全を確保する体制の整備に努めるものとする。

(ア) ボランティアや地域住民等の協力を得て、「あいさつ」や「声かけ」を行い、児童等の登下校を見守ること。

(イ) 看板の設置、ポスターの掲出、有線放送の活用等により、児童等の安全の確保に関し、地域を挙げて取り組んでいる雰囲気醸成するよう努めること。

(ウ) 通学路等の安全パトロールを実施すること。その際、防犯機運の高揚や犯罪抑止効果等を念頭に置き、腕章、ユニフォーム、ステッカー等の有効活用等についても配慮すること。

ウ 登下校のルートや時間等に関する警察との情報共有

(ア) 児童等の登下校のルート及び時間並びに不審者に関する情報等については、随時、最寄りの交番や駐在所、地元の警察署等にも連絡することとし、必要に応じて、登下校時に合わせたパトロールなどについても協力を要請すること。

(イ) 警察においては、上記の協力要請があった場合には、可能な限り応ずるとともに、地域における子どもが被害者となる事案の発生状況や犯罪行為の手口、対応策等に関して、教育委員会や学校との密接な情報交換に努めること。

4 緊急時の対策等

教職員等の学校関係者、保護者、地域住民等は、学校等及び通学路において児童等に対する犯罪被害が差し迫っている場合に実効性が確保されるよう、以下に例示するような事項に留意した安全対策の検討や防犯訓練の実施等に努めるものとする。

(1) 速やかな伝達システムの確立

ア 学校等

(ア) 防犯ブザー、ホイッスル及び校内放送等を活用した、教職員等及

ア 児童等に対しては、幼い時期から家庭等において適切な安全教育を行うとともに、善悪の判断能力（やって良いことと悪いことのけじめ）を育てること。

イ 児童等の側の自己防衛能力の強化による安全確保には自ずと限界があることを踏まえ、公民館等において成人を対象とした安全教育に関する講座を開くなど、生涯学習的な観点から、大人の側の危機管理意識の向上や地域社会自らが安全で安心なまちづくりの推進に努めること。

6 関係機関・団体との連携体制の整備等

県及び学校等を設置又は管理する者は、県域、市町村域、学校の区域ごとに、学校等、保護者、地域住民及び警察署その他関係機関・団体が連携し、それぞれが共通認識を持って、児童等の安全確保対策を強力に推進するための体制を整備するものとする。

また、児童等の安全確保対策の実施に際しては、常に必要情報が共有できるよう配慮するとともに、地域ぐるみでの対応が可能となるよう適切な役割分担や連携協調に努めるものとする。

7 留意すべき事項

(1) 「地域に開かれた学校づくり」等との関係

以上のような取り組みは、「地域に開かれた学校づくり」という理念と相反するものではない。むしろ、児童等を守り育てようとする多くの県民の善意が一定のルールの下で学校に結集され、悪意を有する一部の者に対してはガードが強化されて、学校の安全・安心の確保に資することとなり、長期的には「地域に開かれた学校づくり」にも貢献するものであることに留意する必要がある。

また、見知らぬ人間に声を掛けられた時の対応に関する教育等についても、決して人間不信を助長するものではない。地域の大人たちが、子どもたちを守り育てる取り組みを地道に継続することにより、子どもたちは「自分たちは大切に守られている」ことを実感し、大人や社会への信頼感を強めることとなる。

また、地域社会において連帯感と良好な人間関係が再構築され、犯罪者の介入を許さない安全で安心なまちづくりに資するものである。

(2) 土日祝祭日等における児童等の安全確保

土日祝祭日、夏休み等の長期休業期間（学校の休業日）や通学時間帯以外の時間帯、学校や通学路以外の場所における児童等の安全確保については、保護者を第一義的な責任主体としながらも、通学路等における安全確保対策等に準じ、地域ぐるみで子どもたちを守り育てられるよう配慮するものとする。